

令和4年第4回五城目町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和4年12月9日（金）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 総務産業常任委員長報告

日程第 2 教育民生常任委員長報告

日程第 3 議案第80号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

日程第 4 議案第81号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

日程第 5 議員派遣の件について

3 閉会

令和4年五城目町議会12月定例会会議録

令和4年12月9日午前10時00分五城目町議会12月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	3番 松浦真
4番 石川交三	5番 椎名志保
6番 荒川滋	7番 佐々木仁茂
8番 畑澤洋子	9番 斎藤晋
10番 石井光雅	11番 伊藤正春
12番 佐藤重信	14番 舘岡隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

13番 荒川正己

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	武田和栄
教育長	畑澤政信	総務課長	伊藤敏和
まちづくり課課長補佐	石井忠大	税務課長	石井政幸
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	東海林博文
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課課長補佐	小野亨	学校教育課長	齊藤正和
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	小玉広信
健康福祉課長	猿田広秋	消防次長	大石憲一
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 東海林 博文

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数12名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。6番荒川委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） おはようございます。

令和4年12月定例会において総務産業常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む議案7件、陳情3件であります。

これら審査のため、総務産業常任委員会室において、12月7日午前11時15分から会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は6名全員であります。参与には、伊藤総務課長、柏まちづくり課長、石井税務課長、猿田会計管理者、大石農林振興課長、小玉商工振興課長、猿田建設課長、東海林議会事務局長はじめ関係職員。書記には、総務課笹川係長、商工振興課大柳主事、建設課畠山主任を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第70号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、令和4年度の人事院勧告を受け、令和4年4月1日にさかのぼって給料表の改定及び勤勉手当の引き上げを実施するための当該条例の一部を改正するものであります。

第1条の給料表改定では、議案上程の際に説明されたように、若年層に手厚くし、民間企業との格差0.23%を是正するものであります。

第2条の勤勉手当については、一般職の職員の給与に関する条例第16条について、再任用以外の職員で現行の「100分の95」を「100分の105」に、そして再任用職員は「100分の45」を「100分の50」に改めるものであります。

また、令和5年4月1日から施行予定の第3条では、先ほどの数値「100分の105」を「100分の100」に、再任用職員の「100分の50」を「100分の47.

5」に改めるものであります。

委員から、これは全国一律の変動かという質疑があり、当局から、自治体によってばらつきはあり、当町では国の基準に合わせたという答弁がございました。

ほかにラスパイレス指数の確認をした以外に特に質疑もなく、議案第70号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第71号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員の定年引き上げ等の措置を講ずるため、当該条例の一部を改正するものであり、その内容をまとめますと、令和5年度末の退職者から定年年齢が現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度以降に65歳となるもので、2年に1回定年退職者がいない年度が生じることになります。組織の新陳代謝の確保と組織活力維持のため、主席課長補佐以上の管理職については原則60歳到達後、管理職以外の職に降格となる役職定年を導入、そして非管理職は定年前と同じ職となります。

定年延長職員の給料月額は、原則60歳到達年度末時点の7割の水準となります。退職手当は、当分の間、60歳の日に達した日以降、引き上げられた定年退職日以前に自己都合により退職した場合であっても、定年退職の支給率による算定が行われます。

60歳に達した日以降、定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用できる定年前再任用短時間勤務制度を導入することになります。ただし、任期は定年退職相当日となり、その後は暫定任用職員に移行することも可能となります。そして現在の再任用職員制度は廃止となります。

委員から、定年延長により新規採用者の減少が起きる可能性があるのではないかという質疑があり、当局から、現在も再任用制度がとられており、大きく変わるものではないとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第71号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第72号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてであります。

本案は、先ほどの定年引き上げ等の措置を講ずるために関係条例の整備に関する条例

を制定するものであり、その主な内容は、人事行政の運営等の状況の公表、職員の懲戒の手續及び効果、公益法人等への町職員派遣等に関すること、勤務時間や休暇、そして育児休業、給与、分限に関する手續及び効果などに関する内容で、再任用に関する条例は廃止とするものであります。

当局から改正内容の一覧表を配付していただき、説明を受け、特には意見もなく、議案第72号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第74号、秋田県及び五城目町における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議についてであります。

本案は、秋田県と連携して生活排水処理事業の事務を処理するにあたり、基本方針と役割分担を定める連携協約を締結するための協議について、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会に議決を求められたものであります。

この経緯といたしましては、生活排水処理事業を取り巻く環境は、専門的技術職員の不足、いわゆるヒト、それから施設の老朽化、これはモノ、人口減少による使用料収入の減少、カネ、これらの課題が顕在化しており、自治体単独での事業運営が困難になりつつあるといった課題に県と市町村が一丸となって対応するため、令和元年度から対策について検討が行われてきました。本年5月に開催された県・市町村共同政策会議で、広域補完組織の設立準備をすることについて県内の全市町村長から同意を得て、組織の設立運営に関し検討が重ねられてきております。

この組織は官民出資の株式会社で、資本金1億円のうち、官が51%で民間が49%の出資率となります。その官の割合は、県が18.21%、市町村が32.79%であり、当町の出資割合は0.29%の29万円であります。基本方針は、経営戦略やストックマネジメント計画等の策定に関する事務や設計積算、工事監督に係る事務、技術研鑽のための研修などに係る業務について、県及び市町村の連携を図るものであり、来年後半の会社設立を目指し進められているものであります。

委員から、これまでの下水道と生活排水処理事業の違いを問う質疑があり、当局から、この事業には公共下水道のほか、農業集落排水、合併処理浄化槽の3つが含まれている。そしてメリットを問う質疑には、経営戦略や計画の策定に関し、全県の施設の状況や情報をもとに統一した考え方がとれること。広域的な業務発注により、諸経費等が安価になる価格面でのメリットがあると答弁がありました。また、他県での取り組みを問う質疑に対し、全国に先駆けての取り組みで、秋田モデルとして確立を目指しているという

答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第74号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第75号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第5号）の当委員会関係部分であります。

歳入歳出予算の総額に両委員会合わせて10億2,877万8,000円を追加して、今年度の総額を72億7,568万4,000円とするもので、当委員会関係の主な内容は、長期債償還元金について、地方財政法第7条の規定により前年度決算剰余金の2分の1を基金積み立て、または繰上償還する必要があることから、令和3年度一般会計決算剰余金のうち一部を繰上償還するため、手数料1万1,000円を含め5,695万3,000円を補正するものであります。2分の1の残りは財政調整基金に1億1,058万2,000円、公共施設等総合管理基金に過疎債のソフト枠3,000万円と合わせ、一般会計決算剰余金の一部2,000万円により5,000万円を積み立てる。

それから、原油価格の高騰などに伴う光熱水費の不足見込み額として、旧大川小学校40万円、役場庁舎200万円、町所有の観光施設で指定管理の4施設と朝市ふれあい館の合計で178万1,000円、街灯300万円、以上合計して関係部分の合計で718万円と多額になっております。

それから、新型コロナウイルス感染症対策事業の中小企業事業継続支援金事業の320万円の減額は、事業終了による精算であります。その申請実績は98.78%と非常に高いものであります。

地域公共交通対策事業では、大川地区、八郎潟町、森山地区のルートの利用が伸びているという報告がございました。

稲作等資機材高騰支援事業費補助金516万4,000円は、令和4年産の水稻並びに転作作物を生産し、JAなどへの出荷実績がある町内販売農家に対して、価格高騰のため作付に必要な資機材の購入に係る支援金、10a当たり2,000円を支給するための補助金であります。10月の臨時会での審議から転作作物に係る出荷面積が増えたことに対する増額であります。

有害鳥獣駆除事業補助金86万5,000円は、狩猟免許と、わな狩猟免許、散弾銃などの3名の利用希望があったことによるものであります。

除雪費で6,307万7,000円を補正し、トータル1億324万7,000円と

する。

それから、8月豪雨による災害復旧費として、農地・農業用施設災害復旧費1億5,004万8,000円、これは農地19か所、施設26か所など合計45か所。それから林道施設災害復旧費2億9,517万円、これは富津内稜線6か所、浅見内線5か所、家の沢線4か所、大畑線2か所の計17か所であります。

公共土木工事、土木施設災害復旧費2億4,807万1,000円は、河川20か所、道路7か所に係るものであります。

委員から、除雪費の補正が6,000万円で例年より多いことに対し、当局からは、例年、年明けに専決処分を相次がせて対応しているが、除雪の充実を図るためにも今シーズンは余裕をもった補正をしたという答弁がありました。

それから、10a当たり2,000円を支援する稲作等資機材高騰支援事業について、10月の臨時会から方針が変わったいきさつについての質疑に、当局からは、臨時会の委員会での協議と指摘を経て、転作物物に加工用や備蓄用米も含まれると認識した。2,582反歩、これは2万5,820aの面積増加ということで補正対応する必要があり、今回補正予算にあげさせていただいた。

そして委員からは、このような大きな政策変更は町長の行政報告に取り上げるべきだったとの指摘や、農林振興課は農家の味方、農家に寄り添った存在であっていただきたいという指摘がございました。

農地災害復旧は来年春の作付が可能となるよう進めるべきだという質疑には、それを目指すのが、業者の数に限りもあることから、建設課との調整をして間に合うように努めるということで、委員から優先順位を決めて進めるようにという指摘がございました。

また、産業文化祭はここ数年行われていないが、品質の高い農産物の生産意欲につながることから、優秀農業賞選出はすべきだという指摘がありました。

現在の猟友会員の数を問う質疑には、東汀猟友会は、五城目支部、馬場目支部合わせて25名いる。委員からは、会員の高齢化が進む中、新たに活動しようとしている方が3名いることは非常に好ましいことだという意見が出されました。

公共土木工事、土木災害の早期復旧に向けての質疑に対し、可能なものは年内に実施設計の閲覧をかけ、年明けには発注をかけたい。小川口川の被害が特にひどく、早く発注するよう県からも指導されている。

これらの審査の結果、議案第75号の関係部分は、全会一致で可決すべきものと決し

ております。

続いて、議案第78号、令和4年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

これもやはり電気料高騰により動力費が684万4,000円と増加を補正であげたと。

8月豪雨で被害に遭われた世帯への水道料金減免に143世帯から申請があり、77万2,000円を補正した。

また、湯ノ又橋にかかる水管橋の災害復旧事業費1,854万円に関しては、これまで橋上流側に添架されており、今回の災害で大きな被害が出てしまった。このたび下流側に切り回して設置するもので、委員からは、この水管橋は橋桁と同じ高さとなるか。当局からは、これまで同様、同じ高さとなる。

そして、アーチ型にする検討はしたかという問いには、橋の形状に合わせたアーチ型も検討したが、県道からの距離が余りにも少なく、必要となる基礎部分を設置するスペースがないことから断念したという答弁がございました。

ほかには特に意見もなく、議案第78号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第79号、令和4年度五城目町下水道事業会計補正予算（第2号）について。

人口減少などにより水道事業同様、売上にあたる収入は減少している。流域下水道事業建設費負担金が事業の拡大により114万1,000円増加した。それから、水道と同じですが、8月豪雨被災者に対する下水道料金減免には66世帯が申請し、58万6,000円を補正したと。

委員から、使用料の減少と8月豪雨の減免についての確認以外、特に意見もなく、議案第79号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

当委員会に付託されました陳情は3件であります。

まずはじめに、陳情受理番号12号、「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情であります。

陳情の趣旨は、日本の経済が非常に厳しい中、2023年10月からインボイス制度が実施されようとしている。そうになると、中小企業や農業者、フリーランス、シルバー人材センターで働く方など多くの事業者が消費税負担を強いられ、消費税免税業者が商取引から排除されるという問題も予想される。コロナ禍からの再起を図る事業者に重い

足かせとなるほか、2,480億円の消費税収が増え、これは全て消費者の負担になる。よって、政府にインボイス制度の実施延期を求める意見書を提出してくださいという内容であります。

令和5年10月にスタートする予定のインボイス制度は、取引の正確な消費税額と税率を把握する目的があります。制度が始まると、売り手は買い手である取引先から求められた時は、国が公認した請求書であるインボイスを交付することになります。個人事業主、一人親方など小さな商売をしている年間売り上げ1,000万円以下の免税事業者は、そのまま免税事業者でいるか、インボイスが発行できる課税事業者に登録するか選択が迫られることになります。来年3月31日まで事業者登録申請が必要で、この地域でも様々な勉強会が今盛んに行われております。登録を受けるかどうかは事業者の任意ですが、登録を受けると消費税の納税義務が発生する分、手取りが減ることや、請求書の記載項目が増える、また、免税事業者のまましていると仕事が減る可能性や値引き交渉される可能性があるなど、マイナスで負担を強いることにもなります。

しかし、何よりも消費者が納めた消費税が的確に納税されることは、これは当たり前のことで、取引先の仕入れ税額控除の対象になり、安定した取引につながるなどメリットが多く、来年10月のスタートを目指し、全国で事業者登録が進んでいることから、五城目町議会として延期するものではないと判断し、陳情受理番号第12号は、全会一致で不採択とすべきと決しております。

続いて、陳情受理番号第13号、再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情であります。

陳情の趣旨は、本県沖で進む洋上風力発電は、県内への経済活動は期待されるほど大きくないと考えられます。また、先進地である海外では、海岸から22.2km、12海里ですけども、それ以上離す例が多いが、本県沖では離岸距離が1.5から2km程度で、景観が大きく変化することになる。日本海からの風は県民の共有資源であり、企業が独占できるものではなく、利益は最大限県民に還元されなければならないという観点から県民が発電所の株主になること。再生可能エネルギーを使い、地方ほど安い電力を供給できる仕組みをつくり、地方の人口減少に歯止めをかけること。そして景観保持のためにも離岸距離を12海里、22.2km以上としていただきたいというものであります。

再生可能エネルギーの活用、秋田県への経済波及効果、景観維持など願意を了承し、

陳情受理番号第13号は、全会一致で採択すべきものと決しました。

最後に、陳情受理番号第14号、米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情であります。

その趣旨は、農林水産省が公表した水稻予想収穫量は、本県の作況指数が全国最低の95で、10a当たりの前年を37kgも下回る554kgと非常に厳しい状況であった。しかし、実際の収穫量はさらに少ないと思われる。なぜなら、この予想収穫量は選別ふるい目幅1.7mmを基準にした数値であるが、その数値を使用する農家は全国でわずか0.2%しかおらず、多くの農家がかさねの目幅1.85から1.9mmのふるいを使用している。実態を反映した統計値にすることは、米政策として重要であると同時に米余りの解消にもなり、食料自給率の向上にもつながるなど大きなメリットがある。また、戦後の食料難時代の名残であるふるい目幅1.7mmを見直し、水稻収穫量調査の基準値を水稻作況指数、水稻農業共済に揃えること。飼料用米には、ふるい下であるくず米を優先的に仕向けること。くず米の定義である特選米穀を復活させ、一般米と区別すること。これらを提案するというものであります。

当委員会には米を生産している委員が多く、全く時代に合っていないふるい目の幅1.7mmは変える必要がある。また、ふるい下のくず米を飼料用米に活用するため食料自給率も高まるとの声相次ぎ、陳情受理番号第14号は、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上で、本定例会において総務産業常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についてのご報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 委員会の中で、陳情第12号、「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」に対する、これは採択すべきという意見はなかったのでしょうか。

○議長（石川交三君） 6番荒川委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） 様々な精査の結果、採択すべきという声はございませんでした。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第75号を除く各案件について

は、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第74号、議案第78号、議案第79号は原案可決、陳情第13号、陳情第14号は採択と決します。

次に、陳情第12号、「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情については、委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決をいたします。この採決は起立によって行います。陳情第12号に対する委員長の報告は不採択です。陳情第12号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石川交三君) 起立少数です。したがって、陳情第12号は不採択と決定いたしました。

次に、委員会提出議案第5号、委員会提出議案第6号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第5号、再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番荒川委員長

○総務産業常任委員長(荒川滋君) 委員会提出議案第5号、再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める意見書について、提案理由を申し上げます。

温暖化防止策として期待され、秋田県沿岸に計画が進められている洋上風力発電の整備について、地域住民の意向が尊重され、「夕日が沈む日本海」として本県沿岸の景観を保持し、かつ、県内への経済波及効果が最大化されることを求めるものであります。

意見書案と提出先は資料に添付してありますので、よろしく願いいたします。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討

論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第5号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第6号、米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番荒川委員長

○総務産業常任委員長(荒川滋君) 委員会提出議案第6号、米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める意見書について、提案理由を申し上げます。

米余りを解消し、かつ、統計上基準外となる米を輸入家畜用飼料の代替品として活用し食料自給率の向上を図るため、「水稻収穫量調査」の基準値を農家の実情に即したふり目幅を採用する「水稻作況指数」などの統計値に変更することを求めるものであります。

意見書案と提出先は資料に添付してありますので、よろしく願いいたします。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第6号は可決と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長(椎名志保君) おはようございます。

令和4年12月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む8件であります。

これらの審査のため、12月7日午前11時15分より教育民生常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は1名欠席の6名であります。参与には、畑澤教育長、齊藤学校教育課長、

越高生涯学習課長、小玉住民生活課長、猿田健康福祉課長、大石消防本部消防次長をはじめ関係職員、書記には、工藤生涯学習課主事、長谷川住民生活課主任、浅野健康福祉課主任、近藤消防本部消防副司長をそれぞれ指名し、会議に入っております。

はじめに、議案第73号、五城目町学校給食費無償化基金条例制定についてであります。

本案は、五城目町における小学生及び中学生の学校給食費無償化に要する経費の財源とする基金を設置するため、当該条例を制定するものであります。

第1条で基金の設置目的、第2条で積み立てに関する規定、第3条で管理に関する規定、第4条で運用基金の処理に関する規定、第5条で処分に関する規定、第6条で委任に関する規定を定めるとしてあります。

委員から、第2条の差し替え理由を問う質疑があり、他の条例との整合性を図るために訂正を行ったと当局より答弁がございました。

議案第73号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第75号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第5号）関係部分についてであります。

消防署関係では、職員・消防団員の視察研修の中止や千代田区合同点検、旧防災訓練への参加取り止めによる旅費の減額補正、電気料金高騰のための光熱水費の増額補正、通信指令台に附属するものの修繕料、今年入れ替えした消防団の軽四輪小型動力ポンプ積載車の旧車両4台を海外へ寄贈するための一時抹消手数料を増額補正するものなどあります。

委員から、消防団の旧車両を海外へ寄贈することの詳細を求める質疑があり、当局からは、旧車両4台が日本消防協会の消防車国際援助事業へ車両提供される。提供先の国が決まるまでの間、国内で保管されるため、一時的に廃車とし、税金や保険などの経費がかからなくするための手続をとる。来年度も4台更新されるので、引き続きこの事業へ提供予定であるとの答弁がございました。

住民生活課関係では、電気料金高騰による防災行政無線、一般廃棄物埋立処分場の光熱水費の増額補正、同じく埋立処分場の工事見直しに伴い調査設計費の増額補正、また、工事請負費は入札不調により事業を取り止めたことの減額補正であります。

当局から、埋立処分場の新たな工事費については、当初予算に計上する場合、12月中に予算要求が必要であり、4月以降に工事を発注することになると工事費に誤差が見

込まれるため、6月補正に工事費を計上し、速やかに発注したい旨の報告がございました。

委員から、埋立処分場の工事入札不調による事業の取り止めについて経緯を問う質疑があり、当局から、昨年度、埋立区間内の土木関係の改修工事を行っている。今年度は浸出水処理施設の電気機械設備工事の予算を計上し、6月に指名審査会を開き、県外業者10社を指名した。事前に入札を辞退した業者が7社で、設計書等を閲覧した3社のうち2社から辞退の連絡があり、応札予定業者は1社となってしまった。1社では競争性の確保ができないこと、材料の確保も不透明であることから今年度の工事は取り止めにし、新たに調査設計を行い、次年度の事業とすることにしたとの答弁がございました。

また、来年度改めて入札を行った場合、応札業者の見込みはあるのかとの質疑に、当局から、来年度も指名競争入札となるが、県内外の業者を含めた指名案をあげ、指名審査会を行っていただくことを考えている。電気工事と機械設備工事を分けた工事の発注も視野に入れているとの答弁がございました。

健康福祉課関係では、令和3年度分の各事業確定による交付金・補助金の国・県への返還金の増額補正、高齢者世帯等除雪事業費の増額補正、地域介護・福祉空間整備事業の不採択による交付金の減額補正、介護保険施設・障害者支援施設等に対する物価高騰に伴う光熱費などの増額補正、出産・子育て応援交付金事業に関わる増額補正などがあります。また、県の生活のしづらさなどに関する調査が富津内八田地区も対象として行われ、障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とすることが目的であるとの報告がございました。

委員から、地域介護・福祉空間整備事業が不採択となった理由は示されているのかとの質疑があり、当局からは、不採択の理由は示されていない。申請が多く、必要性の優先順位で判断されたものと思われるとの答弁がございました。

新たな事業である出産・子育て応援交付金事業の内容を問う質疑があり、当局より、妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行うための事業であり、経済的支援としては1人5万円を2回現金支給するものである。今後、クーポンでの支給も考えられる。具体的な運営方法は今月中旬の説明会で示される予定であるとの答弁がございました。

また、委員より、高齢者世帯等除雪支援事業の増額補正に対し、間口除雪の単価・回数が増えたことの説明を求める質疑があり、当局からは、昨年度は降雪量が多く、専決

処分に対応したことでもあり、今年度は昨年以上の予算措置をしている。昨年度40回分だった上限を50回に増やし、最低賃金の上昇を考慮し、30分1回当たりの単価を昨年度543円から今年度は570円にするが、1回当たりの町民負担100円は変わらない。昨年度の事業世帯同様171世帯とし、平均30回の使用を想定しているとの答弁がございました。

また、委員からは、町には除雪車が入ることのできない小路も多く、間口除雪で寄せられた雪の排雪を含め、除雪事業を担当する建設課、協働のまちづくりの中で町内会への除雪作業を支援しているまちづくり課、福祉の観点から高齢者の除雪に関わる健康福祉課との事業の共有化といったことも必要ではないかとの指摘もなされました。

教育委員会の主なものとして、学校教育課関係では、学校がコロナ対策を徹底しながら学校教育活動の円滑な運営を支援する補助金の追加交付により、小中学校ともに抗原検査キットなどの消耗品や消毒液スタンド、換気のためのサーキュレーター購入のための増額補正、物価高騰による燃料費・光熱水費の増額補正、大窪胃腸科内科医院院長、大窪天三幸様からの寄附金による特別支援教育用教材購入などの増額補正、小学生・中学生の学校教育費無償化に向け基金を積み立てるための3,000万円の増額補正などがあります。

委員から、学校給食費無償化について、先日の全員協議会で無償化を行うことの理由に保護者の要望に応じて行うとの説明があったが、保護者の意向を把握するためのアンケート調査や意向調査などが行われたのか。保護者の意向をどう把握したのかとの質疑があり、当局から、このたびの学校給食の無償化は、あくまで町の政策として行うものである。昨年9月からコロナ支援対策事業として行われている給食費支援金の申請の折、保護者の方から大変助かっている、ぜひ今後も継続をお願いしますとの声を伺っていたので、全協の際に表記してしまった。誤解を招くような表現を使用し、お詫び申し上げるとともに、この文面を削除したいとの申し出がございました。

委員から、改めてこの事業を行うことの狙いはどこにあるのかとの質疑があり、当局より、子育て世代の家計支援、教育現場の働き方改革、郷土愛に満ちた人間の育成、効果的な食育活動の推進であるとの答弁がございました。

また、委員から、アレルギーなどの除去食として弁当を持参することになった場合や町外への通学者に対する補助の仕方など、不平等にならないような補助規定を要綱などでしっかり明記し、行っていただきたいとの指摘もなされました。

生涯学習課関係では、8月の豪雨により雀館運動公園第3駐車場付近の公園の法面が崩れたことによる工事請負費の増額補正、各社会教育施設の電気料の高騰による光熱水費の増額補正、町民センターエレベーターの修繕料、全町体育祭中止に伴う経費の減額補正、屋内温水プールの光熱費、換気扇交換などの増額補正であります。

委員から、雀館運動公園第3駐車場付近の法面の補修工事には一般財源が充てられることになっているが、災害復旧の補助金などの該当にならないのかとの質疑に、当局より、該当にならないと認識しているとの答弁がございましたが、委員より、該当になるような補助金を模索していただきたいとの指摘もなされました。

議案第75号関係部分について、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第76号、令和4年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

一般被保険者療養給付費等負担金と高額療養費負担金の増額補正、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金の増額補正、過年度交付額確定に伴う国・県への返還金の増額補正であります。

当局より、傷病手当金について、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる症状があり出勤できず、給与などを受け取ることができない場合、傷病手当金として支給するものである。支給対象日数を1人当たり5日間とみて、1日当たりの支給額を5,000円とし、5人分を見込んでいたとの報告がございました。

委員から、実際に対象となった方はいるのか、どう周知しているかとの質疑があり、当局より、1名から申請があり、今後も申請の可能性のあることを見据え、5人分を予算措置した。広報に掲載したり、保険証の更新の際にチラシを同封し周知しているが、いま一度、広報に掲載し周知に努めるとの答弁がございました。

議案第76号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第77号、令和4年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

介護給付額確定に伴う過年度精算及び実績見込みによる増額補正、前年度実績による国・県への返還金の増額補正などであります。

委員からは特には質疑、意見もなく、議案第77号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、陳情第8号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に

意見書提出を求める陳情についてであります。

委員からは特には意見もなく、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

次に、陳情第9号、医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情についてであります。

委員からは特には意見もなく、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

次に、陳情第10号、介護保険制度の改善を求める陳情についてであります。

参与に意見を求めたところ、介護従事者の処遇改善は進められているように思う。団塊の世代が介護を必要な対象となりつつあるので、今後、対象者が増えることが予想される。国の見直し案では要介護1・2のサービス削減などが盛り込まれているが、介護予防を進めると同時に軽度の時にサービスを利用することで重症化を防ぎ、全体の給付費が下がると考えられるがとの意見がございました。

また、委員から、要介護1と2の訪問介護・通所介護を市町村が運営する総合事業へ移管するとの国の構想があるが、実際に行われた場合どうなるのかとの問いに、参与からは、町内にはデイサービスを行っている事業所が多い。利用できなくなると介護度が進んだり、認知も進むことが考えられるとの悪影響となる意見が聞かれました。

また、委員からは、町の体制についても社会の情勢を捉えながら先を見据え、整えておくべきとの指摘もなされました。

陳情第10号は、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

次に、陳情第11号、学校部活動の地域移行に関する陳情についてであります。

参与に意見を求めたところ、五城目第一中学校の部活動の状況説明がございました。野球部は3年生が終わり、現在、部員数はゼロで休部状態である。陸上部は男女合わせて12人。ソフトテニス2人で、八郎潟中学校と合同で練習している。女子バスケット部は5人で、井川中学校と合同チームである。バレー部は7人。卓球部は男女合わせて5人。剣道部は男女合わせて4人。柔道部は男女合わせて4人。バドミントンは正式な部活動ではないが、中体連の大会に参加可能である。以上、ほとんど外部コーチが入っていて、現在は部活動後援会から各部に対し補助をしている状態である。教員の負担軽減ということで来年度は土日の部活動を外部コーチに任せることを考えている。地域移行については、来年度協議会を設け、検討していくことにしている。南秋町村の教育長が

協議しながら同一歩調をとり、進める話し合いを行っているところである。陳情内容は課題をよく捉えているとの意見が聞かれました。

陳情第11号は、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上で、令和4年12月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 大変丁寧な審査の内容が理解できたわけですが、この前の全員協議会の関係から、あの時点から何というか、私自身がちょっと理解できないところがありましたので、1か所、2か所聞きたいと思います。

報告ございました73号について、これについて差し替えをしたっていうこと、この前も何回も議運の委員長からの説明ございましたが、その中身、我々には来てるわけじゃないので、そこをちょっと説明して、分かりやすく説明していただきたいと、こういうふうに思います。先ほどの表現では、表現の仕方が悪くて当局が謝ったというような話されていまして、それちょっと教えていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、このような大きな事業なりますと、例の入札行為もそうですけれども、新年度にもっていくっていう方法もあるわけですが、これはいつからこの給食費を無料にする考えであったのか、それらの報告がなかったのか説明願いたいと思います。

それと、確か全員協議会の時の5番の委員長の発言は、非常にこの件について後ろ向きというか、いつもの委員長の考え方からするとすこぶるネガティブな発言であったわけですが、それらを考えますと、この委員会の中で果たしてそれらがしっかりオープンになってですね前向きな考えになったのかどうか。その辺も伺っておきたいと、こういうふうに思います。

○議長（石川交三君） 5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） お答えいたします。

まずは議案第73号の基金条例の、五城目町学校給食費無償化基金条例の制定について、事前に差し替えが行われたといった内容は、事前に示されていたものは、第2条「基金は、前年度繰越金をもって積み立てるものとし、」の文言がありましたが、他の条例との整合性を図り、「基金を積み立てる額は、予算で定める」、「前年度繰越金をもって積み立てるものとし、」の部分削除したものであります。

それから、補正予算の中だと思うのですが、学校給食費の無償化の内容についての質

疑の際に、全協では「保護者からの要望に応じて学校給食の無償化を行う」という一文が盛り込まれておりましたが、委員会の審査の中で、その保護者の要望をどう把握したのか、アンケート調査や意向を伺う調査を行ったかという質疑があり、まあ行っていないと、現在、コロナ対策、コロナ対策支援で無償化が行われているわけですが、その申請の際に保護者から続けてやっていただきたい旨の言葉をいただいておりますので、それを盛り込んでしまったとの申し出がございまして削除することといたしました。委員会としては、保護者の要望に応えたものではなく、町で保護者の背中を応援する強い意思で行う政策だということを改めて示していただきたいということをお話しいたしましたところ、その思いで行う政策だということを答弁いただきました。

現在、コロナの対策支援として給食の無償化は昨年9月から行われているわけですが、この事業は改めて来年度から始まる事業となっております。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第75号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第73号、議案第76号、議案第77号は原案可決と決します。陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号は採択と決します。

次に、委員会提出議案第7号、委員会提出議案第8号、委員会提出議案第9号、委員会提出議案第10号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第7号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 委員会提出議案第7号、安全・安心の医療・介護

実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療を必要とする人に必要な機会を与えることができない「医療崩壊」や「介護崩壊」が現実のものとなったことから、安全・安心の医療・介護の実現、安心して暮らせる社会実現のため、国の責任において、医療従事者の確保、処遇改善などの課題を解決することを求めるものであります。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第7号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第8号、医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 委員会提出議案第8号、医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書について、提案理由を申し述べます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により明らかとなった「医療崩壊」を防ぎ、国民の命と健康を守るためには、すべての医療機関や介護事業所、そこで働くすべての労働者の労働環境を改善させることが急務と考え、国及び関係行政庁に対し大幅な賃上げ対策を求めるものであります。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第8号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第9号、介護保険制度の改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長(椎名志保君) 委員会提出議案第9号、介護保険制度の改善を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

現行の介護制度のもと、介護現場では経営難や人手不足がコロナ禍も加わり深刻な事態となっていることから、こうした現状に対する現場の環境改善策として、介護報酬を引き上げるなど処遇を改善し、介護従事者を大幅に増員する人員配置基準の引き上げや、コロナ感染対策の強化等を求めるものであります。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしく願いいたします。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第9号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第10号、学校部活動の地域移行に関する意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長(椎名志保君) 委員会提出議案第10号、学校部活動の地域移行に関する意見書について、提案理由を申し述べます。

公立中学校における部活動の「地域移行」には、地域全体のスポーツや文化の継承、発展につなげる必要があることから、地域住民の意見を十分に反映させ、併せて、そうした地域での取り組みを「人格の完成」を目指すにふさわしい環境として整備することで、教職員の負担軽減を図るよう求めるものであります。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第10号は可決と決します。

次に、議案第75号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案に対する各委員長報告は原案可決です。議案第75号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第75号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第5号）は、原案可決と決します。

次に、議案第80号、教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

.....
午前11時07分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 議案第80号、教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の教育委員会委員4名のうち高橋志帆氏が令和4年12月17日をもって任期満了となり、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

高橋志帆氏は、平成30年12月以来、同委員を務めており、これまでの経験、実績

から真に適任と思われまますので、引き続き任命したく、何卒ご可決賜りますようお願い申し上げます。

経歴につきましては、お手元の議案に添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第80号については同意することに決定いたします。

次に、議案第81号、教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

.....
午前11時11分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 議案第81号、教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の教育委員会委員4名のうち大石成子氏が令和4年12月17日をもって任期満了となるため、新たに小松睦子氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

小松睦子氏のこれまでの経験、実績から真に適任と思われまますので、何卒ご可決賜りますようお願い申し上げます。

経歴につきましては、お手元の議案に添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第81号については同意することに決定いたします。

なお、資料については回収いたしますので、よろしくお願ひいたします。

次に、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件について、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査並びに新型コロナウイルス対策等のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第4回五城目町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後 11時14分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員